

令和7年度上田城 城下町エリアビジョン策定支援業務 簡易公募型プロポーザル実施要領

1 概要

(1) 業 務 名 令和7年度 上田城 城下町エリアビジョン策定支援業務

(2) 事業概要

上田城の復元整備を見据え、上田城跡、上田駅、柳町周辺の市街地を中心に回遊性を高め、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進していくため、「まちなかエリア価値向上プロジェクト」(中心市街地活性化活動支援事業：上田市商工課)と整合を図りながら、将来の目指すべき姿を共有する「上田城 城下町エリアビジョン」(以下、エリアビジョンと呼ぶ)を官民連携により、令和6年度から着手し、令和7年度に策定・公表する予定である。なお、エリアビジョンは信州地域デザインセンター(UDC 信州)をオブザーバーに迎え、市民団体と市が共同で連携しながら策定する。

また、令和6年度の業務内容を踏まえ、ビジョンの策定や各種事業が切れ目なく継続されるよう業務を行うものとする。

(3) 委託期間 契約締結日から令和8年3月19日まで

(4) 委 託 料 4,500 千円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。

なお、令和7年3月上田市議会定例会における令和7年度当初予算が可決されることを前提とするため留意すること。

2 参加資格要件

プロポーザルに参加する者は、次の全ての条件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 上田市の令和7・8・9年度物品入札(見積)参加資格者名簿に登録があり、その他コンサルタント業務を希望業種としている者で、県内に事務所がある者
- (3) 本手続きへの参加の希望を表明する書類(以下「参加申込書」という。)の提出期限の日から契約締結日までの期間に、上田市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要綱(平成22年3月31日告示第80号)第2条に基づく市長の停止措置を受けていない者
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続き開始の申立てがなされていない者
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続き開始の申立てがなされていない者(再生手続き開始の決定を受けた者を除く。)
- (6) 上田市暴力団排除条例(平成24年3月26日条例第6号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員関係者でないこと

3 スケジュール

(1)募集開始 令和7年3月10日(月)

(2)質問締切 令和7年3月17日(月)正午

- (3)質問回答 令和7年3月19日(水)正午まで
- (4)参加申込締切 令和7年3月21日(金)17時
- (5)企画提案書締切 令和7年3月28日(金)17時
- (6)審査(書面) 令和7年3月31日(月)AM(予定)

4 質問及び回答

- (1) 受付期間 令和7年3月17日(月)正午まで
- (2) 提出先 後述に記載のとおり
- (3) 提出方法 電子メールにより提出すること。なお、着信確認のため、電話連絡をすること。
- (4) 留意事項
 - ア 様式は任意とするが、A4 判を電子メールに添付すること。
 - イ 質問者の社名、部署名、役職、氏名、電話番号及びメールアドレスを質問用紙に記載すること。
 - ウ 件名は「令和7年度上田城 城下町エリアビジョン策定支援業務に関する質問」とすること。
- (5) 質問回答 質問に対する回答は一括して取りまとめ、令和7年3月19日(水)正午までに質問者及び参加申込者へメールで通知、また、上田市ホームページに掲載する。なお、質問のあった事業者名は公表しない。回答内容によっては、本要領及び関係する仕様書等の追加、修正として取り扱う。

5 参加申込

- (1) 提出期限 令和7年3月21日(金)17時まで
- (2) 提出先 後述に記載のとおり
- (3) 提出方法 様式第1号に必要事項を記入の上、電子メールに添付すること。なお、着信確認のため、電話連絡をすること。

6 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和7年3月28日(金)17時まで
- (2) 提出先 後述に記載のとおり
- (3) 提出書類

提出書類	様式	様式	備考
企画提案書	A4 横	PDF 1部	・表紙(社名記入)1 ページ+企画提案書5ページ以内(社名記入しない) ・使用フォントは 10.5 以上とする
見積書	任意	PDF 1部	

- (4) 提出方法

電子メールとする。なお、着信確認のため、電話連絡をすること。審査時に Web 等による提案説明を希望する場合は、メール本文にその旨を記載すること。

(5) 企画提案書の記載事項

- ア 会社概要
- イ 業務の実施体制
- ウ 本業務の実施工程・スケジュール
- エ 仕様書の業務内容を踏まえた実施方針、提案事項
- オ その他、提案書に記載することが相応しいと考えられるもの

7 選定方法

- (1) 選定委員会において審査基準により審査を行い、契約候補者を選定する。なお、審査は企画提案書の内容を審査し、プレゼンテーション等を行わない。
- (2) 審査の結果、最高評価となった 1 者を契約候補者とし、次に評価が高い候補者を次点候補者とする。
- (3) 最高評価点が同点により複数の場合、選定委員会の協議により決定する。
- (4) 提案者が 1 者の場合でも本プロポーザルは成立する。ただし、契約候補者となることができる最低基準点を満点の 7 割とし、最低基準点を下回った場合は契約候補者として選定しない。

8 評価基準

下表のとおりとする。

(満点 100 点)

	項目	評価内容	配点
1	業務内容の理解度	業務目的、業務内容を十分に理解した提案であるか。	10
2	運営能力、実施体制	業務スケジュールに関し、本業務の全体像を踏まえ、具体的に提案し、前年度の内容を組み込んだうえで、今年度完成に向け業務の確実な実施が見込めるか。	20
3	企画提案	市と市民が有意義な対話や提案等が行えるよう、WSなどを支援する手法や体制が現実性を有し、具体的かつ効果的か。	20
		本業務の目的を達成するうえで、今年度完成に向け、有意義な独自の提案があるか。	20
		ビジョン策定後、描いたビジョンに近づけるための手法や体制、スケジュール等を見据えた提案か。	20
4	その他	見積額が上限以内であり、提案内容と見積額の妥当性はあるか	10

9 審査結果

- (1) 審査結果は、審査終了後速やかにすべての参加者に通知する。
- (2) 審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

10 契約手続き

- (1) 契約候補者と業務の詳細や契約の締結に関して必要な協議を行い、合意に至った場合契約を締結する。なお、協議内容に即して仕様書の変更を行う場合もあり、提案が必ず業務内容に反映されるわけではない。
- (2) 最高評価者との協議が整わなかった場合、次点候補者と協議を行う。

11 その他の留意事項

- (1) 企画提案書の提出後は、記載された内容の変更は認めない。
- (2) 本要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議により別に定める。
- (3) 企画提案書の内容について、補足説明を依頼する場合がある。また、希望があれば、審査時に Web 等による提案説明を実施することができる。
- (4) 提出された資料は審査以外の目的で使用しない。ただし、受託者として選定された者の提案書等は上田市に帰属する。なお、選定作業等において、必要な範囲で複製を作成する場合がある。また、上田市情報公開条例(平成18年条例第12号)に基づく開示請求があった場合は、参加申込書及び提案書等を公開することがある。
- (5) 本プロポーザルの参加に要する費用は、提案者の負担とする。

12 本件担当

上田市都市建設部都市計画課

担当:児玉・竹内

〒386-8601 長野県上田市大手一丁目11番16号

TEL:0268-23-5134(平日8時30分～17時15分)

メール:tosikei@city.ueda.nagano.jp